

子どもたちの輝く未来のために

～児童虐待防止のてびき～

平成23年3月改訂

大阪府教育委員会

児童虐待における学校と教職員の果たす役割

近年、児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。

学齢期の子どもが関係した重篤な事案では、学校と児童相談所等の関係機関との連携の不十分さや通告の遅れが指摘されており、学校と関係機関が連携を一層強化し、適切に対応していくことが求められている。

また、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が平成23年2月1日から施行され、児童虐待の防止等に関する法律に定める「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に加え、「経済的虐待」が新たに児童虐待と定義づけられた。

本書は、これらを踏まえ、学校における児童虐待への対応について、「早期発見」「通告」「継続的支援」の3つの視点から、学校及び教職員が講ずべき方策、措置等を示したものであり、今後児童虐待防止に向け、本書に基づき迅速かつ的確な対応を図っていくものである。

1 早期発見

(1)理解と認識

教職員一人ひとりが、児童虐待とはどのような行為が該当するのかを正しく理解、認識することが必要である。⇒3ページ

(2)日常の体制づくり

児童虐待を早期に発見し、対応するため、校内チーム会議を通じて情報を共有し、組織的に対応できる体制を日頃から整備しておくとともに、教職員の資質向上、子どもや保護者との信頼関係の構築等が必要である。⇒4ページ

(3)教職員の気づき

教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう、日頃から十分注意を払うとともに、見逃さないスキルを身につけることが必要である。⇒5～6ページ

2 通告

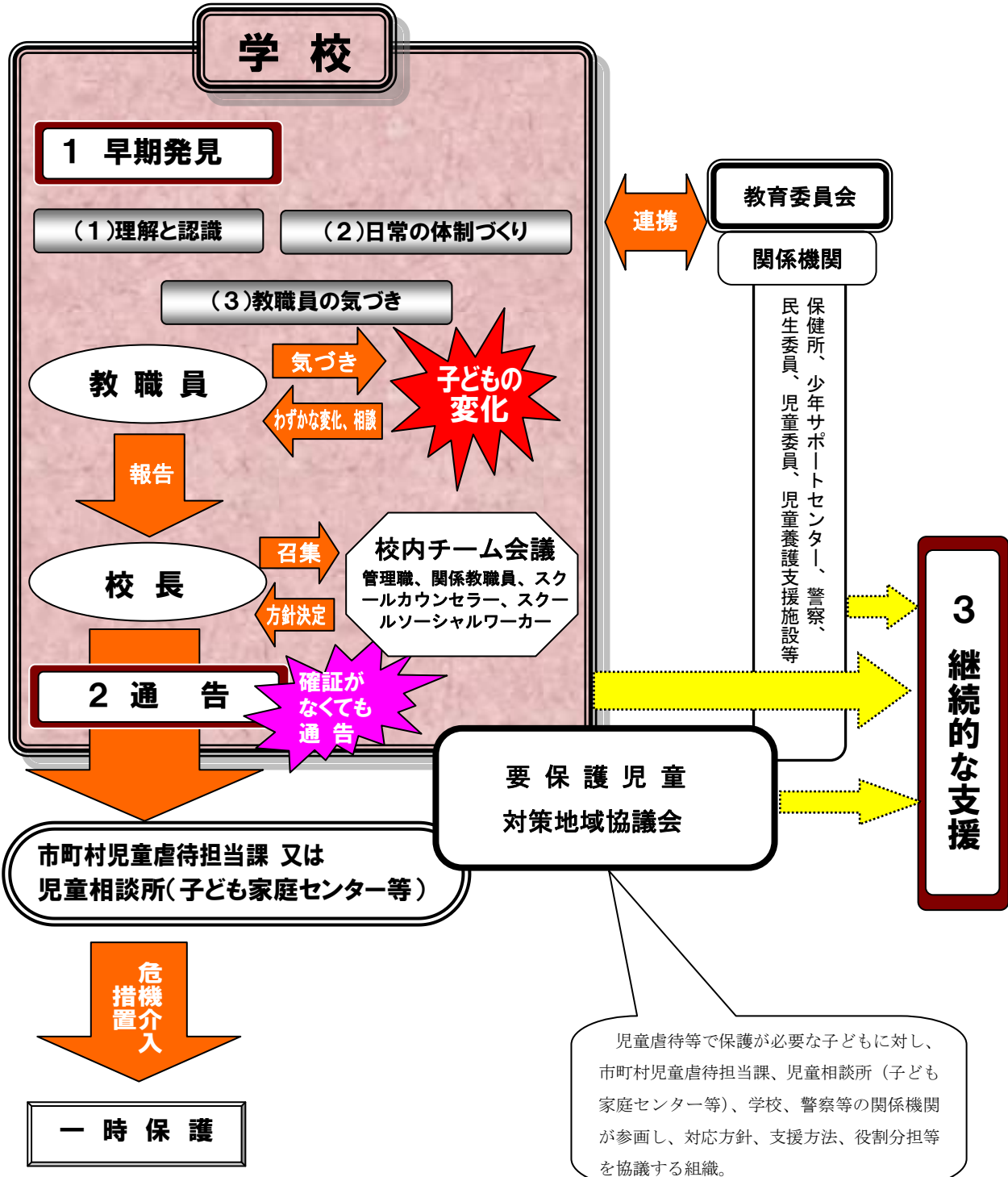
児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童虐待防止法に基づき確証がなくても速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所(子ども家庭センター等)に通告しなければならない。また、通告後は、関係機関と連携し、継続的な支援が必要である。⇒7～8ページ

3 継続的な支援

児童虐待を受けたと思われる子どもに対する心のケアや保護者への支援等を継続して行うことが必要である。⇒9ページ

- *児童虐待の「児童」とは、児童福祉法に定める18歳未満の者をいう。
- *「子ども」とは、学校教育法に定める「幼児」「学齢児童」「学齢生徒」をいう。
- *「学校」とは、学校教育法に定める「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「支援学校」「高等専門学校」をいう。
- *「児童相談所」とは、大阪府内においては、大阪府子ども家庭センター、大阪市こども相談センター及び堺市子ども相談所が該当する。

学校における児童虐待対応の流れ



1 早期発見

(1)理解と認識

【キーワード】 身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待 経済的虐待

児童虐待とは、親又は親に代わる保護者が、子どもに対し、身体的虐待のみならず、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を行うことをいう。これらの行為は、保護者の意向に関わらず、子どもの視点で判断することが重要であり、教職員は、児童虐待について理解と認識を深めなければならない。

①身体的虐待

(児童虐待の防止等に関する法律第2条第1項)

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

子どもに苦痛・外傷を与える行為や生命に危険を及ぼす暴力のことであり、殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火や熱いアイロンを押し付ける、毒物を飲ませるなどが該当する。外傷が生じない場合でも、長時間にわたる正座や単純な作業を長時間続けさせることなども苦痛を与える行為に該当する。

②性的虐待

(児童虐待の防止等に関する法律第2条第2項)

子どもにわいせつな行為をすること、又は子どもにわいせつな行為をさせること。

子どもに性的行為を強要することであり、子どもへの性交、性的暴行を行ったり、ポルノグラフィ等を見せたり、その被写体になるように子どもに強要することなどが該当する。

③ネグレクト

(児童虐待の防止等に関する法律第2条第3項)

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。

また、保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。

子どもの健康状態を損なうほどの不適切な養育をいい、食事を与えない、適切な栄養を与えない、極端に不潔なままにする（入浴させない、汚れた服を着続けさせる等）、重大な病気になっても医師の診察を受けさせない、家や部屋に監禁する、学校に行かせない、乳幼児を家や車の中に放置したまま外出することなどが該当する。

④心理的虐待

(児童虐待の防止等に関する法律第2条第4項)

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭内における配偶者等への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

身体的暴力を伴わなくても言葉による脅かしや拒否的な態度などで、子どもに心理的外傷を与える行為のことであり、言葉による脅かしや脅迫、子どもからの話しかけなどへの無視や拒否的な態度、子どもの心を傷つける言動の繰り返し（自尊心を傷つける言動）、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなどが該当する。また、家庭内における配偶者等への暴力（ドメスティック・バイオレンス）をみせることも心理的外傷を与える行為に該当する。

⑤経済的虐待

(大阪府子どもを虐待から守る条例第2条第3号)

保護者の管理に属しない子どもの財産を保護者が不当に処分すること。

保護者の財産管理権に属しない財産を保護者が不当に処分することをいい、子どもがアルバイトなどで得た収入を保護者が取り上げて保護者の遊興に使うなどの行為が該当する。

1 早期発見

(2) 日常の体制づくり

【キーワード】 体制整備 資質向上 信頼関係 エンパワメント
連携 通告窓口

児童虐待を早期に発見し、対応するため、学校全体で組織的な対応が図られるよう体制を整備しておくとともに、市町村児童虐待担当課等の関係機関や学校間で日頃から連携しておくことが重要である。

また、日頃から子どもや保護者と信頼関係を構築するとともに、保護者や地域にも通告窓口を周知すること等により早期発見に努めることが必要である。

① 学校内の体制整備

学校は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、情報を共有し、組織として対応できるよう校内チーム会議を予め設置しておく必要がある。校内チーム会議は、管理職、首席、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭、学年主任、担任等に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが参画し、専門的見地から指導助言を得ることが有効である。

また、教職員は、一人で抱えこまずに校長に報告し、校内チーム会議で学校組織として対応することを念頭において日頃から行動することが重要である。校長は、校内チーム会議を召集し、対応等を検討し、確証がなくても速やかに通告できる体制を整備しておく必要がある。

② 子ども・保護者との信頼関係の構築

教職員は、子どもがいつでも相談できる人間関係を構築するためには、教職員とスクールカウンセラー等が協力して、日頃から子どもの状況を把握し、安心して相談できる雰囲気醸成に努めることが重要である。また、保護者に対しても家庭訪問の実施等により信頼関係を構築することが重要である。

③ 教職員の資質向上

教職員が児童虐待を早期に発見し、適切な措置や支援を行うスキルを備えることが必要である。このため、児童相談所（子ども家庭センター等）の専門職員を講師とした教職員への研修やケーススタディ（事例検討）等の実践的な研修を行う必要がある。

④ 関係機関・学校間の連携

学校は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、迅速かつ的確な対応ができるように、日頃から児童相談所（子ども家庭センター等）や市町村児童虐待担当課をはじめ、警察署や少年補導センター、保健所などに相談できる関係を構築しておくことが重要である。

また、転出入時や進学時は、児童虐待を受けたと思われる子どもの状況が十分に引き継がれない恐れがあるため、学校間での情報交換を綿密に行うこと。なお、市町村や設置者が異なる場合、個人情報保護の観点から保護者の了解を要する場合があるため注意する必要がある。

ただし、学校は、要保護児童対策地域協議会において情報の収集や提供を行うことができる。

⑤ 児童虐待の防止のための教育と子どもをエンパワメントする教育の充実

学校及び教職員は、子ども一人ひとりに自尊感情を育むとともに児童虐待についての正しい認識を持たせ、自分の気持ちを周囲に伝えることができる力を育てる必要がある。また、子どもが将来、保護者（親）になったとき、加害者となることがないように生命の尊さや家族のつながり等についても指導することが重要である。

⑥ 通告窓口の周知

学校は、早期発見を促進するため、保護者や地域教育協議会（すこやかネット）等をはじめとする地域の青少年育成組織等にも広く通告窓口（10 ページ通告窓口一覧）を周知することが重要である。

1 早期発見

(3)教職員の気づき

【キーワード】 気づき 児童虐待チェックシート 校長への報告
個人指導記録票 校内チーム会議

教職員は早期発見するため、「児童虐待チェックシート」を活用するとともに、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、組織的な対応を図る必要がある。

① 気づきと児童虐待チェックシートの活用

教職員は、子どもの何気ない仕草や言動などから普段の様子との違い（健康状態、出席状況または服装など）を感じ取ることにより、児童虐待の早期発見に努めることが重要である。その際、「児童虐待チェックシート」（6 ページ参照）を活用し、子どもの状況を的確に把握する必要がある。

なお、身体的虐待及びネグレクト等は、健康診断（身体測定、内科検診など）等において発見しやすいため、子どもの状況を注意深く観察するとともに、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、子どもの状態を画像に残し、その後の対応に役立てることも重要である。

② 校長への報告

教職員は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、一人で抱えこまず、直ちに校長に報告すること。

また、今後の継続的な対応を想定し、子どもの状況等を「個人指導記録票」（11 ページ参照）や時系列による対応の状況を記録すること。

③ 校内チーム会議の開催

校長は、教職員から報告を受けた場合、校内チーム会議を開催し、「児童虐待チェックシート」の記載項目に加え、家庭環境、経緯等について総合的に勘案し、児童虐待の疑いがあるかどうかについて判断すること。

校内チーム会議の協議の結果、確証がなくても児童虐待が疑われる場合、校長は、児童虐待の防止等に関わる法律（児童虐待防止法）第6条第1項の規定に基づき、速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に通告すること。

児童虐待の防止等に関わる法律（抄）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待チェックシート

子どもの氏名	学年組	年組	記録者氏名	記録年月日	年月日
--------	-----	----	-------	-------	-----

A 子どもの身体的特徴

- 顔色が悪い状態や元気がない状態が継続している
- 病気の疑いはないのに体調不良をよく訴える
- 不自然な傷や火傷等の外傷、治療を受けていない傷などがある
- 体重増加が不良、低栄養状態やアンバランスな発達などがみられる
- 身体や服装に汚れなどがある
- 季節にあった服装をしていない

B 子どもの行動的特徴

- 落ち着きがない
- 無表情になることが多い
- 過度な警戒心を持つ
- 忘れ物が多い
- 給食での過食、おかわりを繰り返す
- 絵画や作文で虐待を暗示させる表現がある
- 他の子どもとの会話の中に虐待につながる会話がある
- 弁当をもってこない（店で買った物が多い）
- 保健室に行くなど、よく教室から離れる（周囲から孤立）
- 他の子どもよりも教職員に接触を求めてくる（極端なあまえ行為）
- 教職員の顔色を過度にうかがったり、接触をさけようとする
- 乱暴・攻撃的な言葉遣いをする
- 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- 他の子どもをいじめる、生物に対して残虐な行為をする
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
- 帰宅するのをいやがる
- 保護者と目を合わさず、おどおどする（保護者をさける態度）

C 保護者、家庭の特徴等

- 学用品等を持たせない
- 欠席時の連絡が不自然（欠席理由がはっきりしない）
- 長期にわたり必要な治療などを受けさせない
- 家事が長期間放棄されている様子がある
- 表情が固く、教職員と目を合わさない
- 懇談など会う約束をしようとしても拒否することが多い
- 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
- 不自然な言い訳や話に矛盾点が多い
- 家族関係に変化があった
- いつも外出して、子どもだけで留守番させる
- 近隣とのつきあいがなく孤立した様子である

その他、気になること

*** 記載されている以外の家庭環境や経緯等を含めて、総合的に判断すること**

2 通 告

【キーワード】 確証がなくても速やかに通告 継続的な対応

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、確証がなくても速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に通告しなければならない。

また、通告すれば学校としての対応が終わりではなく、通告後も市町村児童虐待担当課や児童相談所（子ども家庭センター等）等と連携して、継続的な対応に努めなければならない。

（１）速やかな通告

学校は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童虐待の防止等に関わる法律（児童虐待防止法）第6条1項の規定により、確証がなくても速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に通告すること。その際、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと。

通告にあたっては、校長が緊急時を除き書面により行う。

（２）通告後の継続的な対応

通告すれば学校の役割が終わるものではなく、通告後は、継続的に市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）と子どもや保護者の状況等について協議し、連携して対応を行う。

（３）具体的な流れ

	学校	市町村児童虐待担当課 児童相談所（子ども家庭センター等）
通 告 時	<ul style="list-style-type: none">○ 教職員は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、「児童虐待チェックシート」を活用し、子どもの状況を把握する。○ 教職員は、必要に応じて児童虐待を受けたと思われる子どもの状態を画像に残すこと。○ 教職員は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、直ちに校長に報告する。○ 校長は、速やかに校内チーム会議を開催し、対応策を協議する。○ 児童虐待を受けたと思われる場合は、「通告書」（12ページ）により、校長が速やかに通告する。 ただし、緊急を要する場合は、電話等で通告し、後日別紙「通告書」を提出する。	

	○ 市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）と直ちに実施すべき対応を確認する（子どもの安全確保の方法、情報の集約、保護者への対応等）。	○ 学校に対し、直ちに実施すべき対応を確認、助言する（子どもの安全確保の方法、情報の集約、保護者への対応等）。
協議時		○ 通告を受けた市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）は、組織内で対応を協議する（必要に応じて市町村児童虐待担当課と児童相談所（子ども家庭センター等）は対応等について協議する）。
	○ 市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）は、当面の対応策について学校に伝える。その内容について、市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）と学校が合意した上で、「通告書」の「当面の対応」欄に記入し、写しを作成し双方が保管する。	
	○ 「通告書」については、写しを教育委員会に提出*する。	
	○ 市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）と学校は、継続して情報共有及び協議を行いながら対応を進めていく。なお、対応方法や支援方法の変更が生じた場合は、双方で、いつ誰と協議したかを記録しておく。	
終結時	○ 虐待の状況がみられない状態になるなど、通告に関する連携の必要性がなくなったと市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）が判断した場合、学校は合意の上、対応を終結する。	
	○ 「通告書」の「通告の終結」欄に確認した内容を記入し、写しを作成し双方が保管する。	
	○ 「通告書」については、写しを教育委員会に提出*する。 ○ 終結した後も見守りを継続し、再び同一の子どもが虐待を受けたと思われる場合、改めて通告を行う。	

* 「通告書」の写しの提出先について

「通告書」の写しは、市町村立学校は市町村教育委員会に、府立高等学校は大阪府教育委員会事務局教育振興室高等学校課に、府立支援学校は同支援教育課に提出すること。

3 継続的な支援

【キーワード】 心のケアと見守り 校内チーム会議 関係機関等との連携
定期的な情報提供 再度の通告

学校は、児童虐待を受けた又は受けたと思われる子どもへの心のケアをはじめとする継続的な支援に努めなければならない。

また、通告への対応が終結した後であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに再度市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に通告をしなければならない。

（１）児童虐待を受けた子どもの心のケア

児童虐待を受けた子どもは、癒し難い心の傷を負っており、表面上は元気であっても、思い出したくない、又は他人に知られたくないといった複雑な心理状態であるとともに、将来への不安や悩み等を抱えている。

このため、学校は、スクールカウンセラー等と十分相談しながら、心のケア（必要に応じて医療的ケアも含む）をしていく必要がある。

（２）保護者への支援

通告後、子どもが安心して生活できるように保護者を支援することが重要であり、家庭訪問を効果的に行い、保護者に関係機関への相談を促すなど学校としてできる対応を行うとともに支援に努める必要がある。

（３）校内チーム会議の継続

校内チーム会議では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童虐待を受けた又は受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、心のケア等の支援方法を具体化するなど、継続的な支援に努める必要がある。加えて、通告の対応が終結し、見守りを継続している場合、必要に応じて関係機関の協力を得て、定期的な状況把握を行い、適切な見守りを継続するための会議を開催することも重要である。

（４）関係機関との連携による継続的な支援の充実

学校は、通告後も市町村児童虐待担当課や児童相談所（子ども家庭センター等）をはじめ、警察署や少年補導センター、保健所などとの連携を図る必要がある。また、市町村ごとに設置されている要保護児童対策地域協議会に市町村教育委員会とともに積極的に参画するなど、継続的な支援の充実に努めることが重要である。

また、転出入時、進学時においては、既に行われている支援について学校間の情報交換を的確に行い、支援が継続的なものとなるようにしなければならない（４ページ1－（２）－④「関係機関・学校間の連携」参照）。

（５）定期的な情報提供

学校は、通告後、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、継続的な支援等を行っている子ども又は要保護児童対策地域協議会の対象になっていないが、児童相談所（子ども家庭センター等）が学校からの情報提供が必要と考える子どもについては、定期的に情報提供を行う必要がある。

（６）再度の通告

継続的な支援中において、新たな児童虐待の兆候やそれに類する状況変化を少しでも把握したときは、速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に再度通告をしなければならない。

資料

通告窓口一覧

1 市町村児童虐待担当課

〈虐待通告専用電話〉

※各学校であらかじめ市町村の虐待通告専用電話を確認して記入してください。

2 大阪府内の児童相談所(子ども家庭センター等) (平成22年9月末日現在)

大阪府子ども家庭センター
夜間休日虐待通告専用電話
072(295)8737

大阪府中央子ども家庭センター
572-0838 寝屋川市八坂町 28-5
072(828)0161
〈虐待通告専用電話〉
072(828)0190

大阪府池田子ども家庭センター
563-0041 池田市満寿美町 9-17
072(751)2858
〈虐待通告専用電話〉
072(751)1800

大阪府吹田子ども家庭センター
564-0072 吹田市出口町 19-3
06(6389)3526
〈虐待通告専用電話〉
06(6389)2099

大阪府東大阪子ども家庭センター
577-0809 東大阪市永和 1-7-4
06(6721)1966
〈虐待通告専用電話〉
06(6721)5336

大阪府富田林子ども家庭センター
584-0031 富田林市寿町 2-6-1
0721(25)1131
〈虐待通告専用電話〉
0721(25)2263

大阪府岸和田子ども家庭センター
596-0043 岸和田市宮前町 7-30
072(445)3977
〈虐待通告専用電話〉
072(441)0125

大阪市こども相談センター
540-0003 大阪府中央区森ノ宮中央 1-17-5
06(4301)3100
〈児童虐待ホットライン〉
0120-01-7285

堺市子ども相談所
593-8301 堺市西区上野芝町 2-4-2
072(276)7123
〈夜間休日虐待通告専用電話〉
072-277-4300

3 児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

取扱注意

個人指導記録票

平成 年度

ふりがな 子どもの 氏 名			性別		学年		組	
ふりがな 保護者氏名			記載者名 (職 名)		()			
欠 席 等 の 状 況 * ¹								
欠席日数 (うち出席扱いとされた日数)	1 学期	(日)	2 学期	(日)	3 学期	(日)	合計	(日)
保健室登校など 別室登校の日数	1 学期	日	2 学期	日	3 学期	日	合計	日
本人及び家庭の状況 * ²								
得意・不得意教科				家族構成				
趣味・特技				特記事項				
部 活 動								
指 導 の 経 過 * ³								
凡 例	◎子ども・家庭への指導方針 具体的な働きかけ (* 関係機関との連携を含む)				子どもの言動・家庭の対応等			
1 学期	(記入例) ◎□月□日、校内△△△委員会で、家庭訪問を基本的に 学校復帰を働きかけることを確認 ○△月□日、担任が学級通信を持って家庭訪問				○母親に会い訪問の趣旨を伝える			
2 学期	○□月△日、担任が学校だよりを持って家庭訪問				○母親に会えず、家庭訪問をしたことが わかるようにメモを添えて投函			
3 学期	◎ □月□日、校内△△△委員会において引継ぎ事項を 確認				○母親に会い継続的に訪問を行うことを 伝える			

* 1 「欠席日数」は、指導要録上の「欠席日数」+「出席扱いとされた日数」とすること
 * 2 客観的事実のみを記載すること
 * 3 客観的事実のみをできる限り時系列で記載すること

個人情報保護の観点から、作成・保管など情報管理に十分注意すること

通 告 書

長 様

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき通告します。

学 校 名

学 校 長 名

電 話 番 号

1)通告時

（ふりがな） 児童氏名	平成 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所	電 話			
（ふりがな） 保護者氏名	歳	続柄()	保護者への対応	
通告理由 (本人の状況)	身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待		児童への対応	
家庭状況 (家族構成等)	*きょうだいへの虐待の疑い(有・無・不明)			
学 校 の 対 応 経 過 及 び 所 見				

2)協議時(平成 年 月 日) *「児童」とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者を言う(幼児・児童・生徒)

当面の対応 (合意による)	
------------------	--

3)終結時(平成 年 月 日)

通告の終結 (合意による)	要保護児童対策地域協議会における協議 (有・無)
------------------	--------------------------

通告書記入上の注意

〇〇市（町・村）〇〇課長又は
〇〇子ども家庭センター所長を記入。

平成 年 月 日

通告時の日付を記入する。

長 様

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき通告します。

学 校 名
学 校 長 名
電 話 番 号

ふりがなも記入。

〇印を記入。

1) 通告時

児童氏名 <small>（ふりがな）</small>		平成 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所				電 話	
保護者氏名 <small>（ふりがな）</small>	保護者が複数いる場合は、主たる保護者について記入。	歳	続柄（ ）		
告 理 由 <small>（本人の状況）</small>	身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待 該当する虐待種別に〇印を記入（複数可）。 虐待やそれを疑う状況について、加害者、時期、頻度、発覚の経緯などをわかる範囲内で記入。特に、怪我の程度や部位、心身の状態などの被害内容をできるだけ具体的に記入。			保護者への対応 保護者に対して、不適切な養育や虐待について話し合い等を行ったかどうかを記入。また、保護者と話し合い等を行った際の保護者の反応（否定・拒否・容認・反省・怒る等）も記入。	
				児童への対応 児童本人と虐待について話し合ったかどうかを記入。また、その際の児童の反応も記入。	
家庭状況 <small>（家族構成等）</small>	家族構成（同居の家族員の年齢、性別、職業、勤務時間）、住環境、別居の家族・親戚の状況など、わかる範囲で詳しく記入。 確認した内容に〇印を記入。 * きょうだいへの虐待の疑い（有・無・不明）				
学 校 の 対 応 経 過 及 び 所 見	児童虐待の疑いがあると判断するまでの経過や通告までの対応の経過を記入。また、学校の所見があれば記入。				

2) 協議時（平成 年 月 日）

* 児童とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者を言う（幼児・児童・生徒）

当面の対応 <small>（合意による）</small>	通告後の協議時の日付を確認して記入。 通告後の終結時の日付を確認して記入。	当面の対応と役割分担について合意した内容を記入。
----------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------

3) 終結時（平成 年 月 日）

通告の終結 <small>（合意による）</small>	要保護児童対策地域協議会における協議（有・無）	確認して〇印を記入。
通告に関する連携の必要が無くなった状況について合意したことを具体的に記入。		

* 「通告書」1 枚に記入しきれない場合は、別紙にて資料を添付する。

大阪府子どもを虐待から守る条例

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待（保護者とその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。

3 府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

4 府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

5 府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。

(府民との協働)

第5条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに関する理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

(保護者との協働)

第6条 府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。

(関係機関等との協働)

第7条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

(基本計画)

第8条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例（平成19年大阪府条例第5号）第10条第1項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

- (1) 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(年次報告)

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

(啓発活動)

第10条 府は、子どもを虐待から守ることに関する府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第2章 予防

第11条 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 府は、虐待を未然に防止するため、市町村と連携し、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めなければならない。
- 3 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

第3章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第12条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うものとする。

(通告等に係る対応)

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の虐待を受けた子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
- 3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児

童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第14条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(安全の確保のための協力)

第15条 子ども家庭センター所長は、法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索及び同条第2項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第16条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、活用することができる。

第4章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第17条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

(虐待を行った保護者への援助等)

第18条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底等に努めなければならない。

(子ども自身による安全確保への支援)

第19条 府は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

第5章 人材等の育成

(人材等の育成)

第20条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第21条 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年2月1日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表大阪府子ども施策審議会の項中「子ども施策」の下に、「(大阪府子どもを虐待から守る条例（平成22年大阪府条例第105号）第4条第1項に規定する虐待防止施策を含む。）」を加える。



大阪府

教育委員会事務局市町村教育室児童生徒支援課

教育振興室高等学校課・支援教育課

平成23年3月発行

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 / Tel06(6941)0351 (大代表)



大阪府教育委員会では、学校が家庭・地域と連携して、朝の生活習慣づくりを通して学習活動への意欲や姿勢をはぐくむ運動をすすめています。

“愛”言葉は「ほめる、笑う、叱る」

